



越谷市下水道マンホール

2026年7月1日から 下水道使用料を改定します

どのくらい使用料が変わるの？

越谷市の下水道使用料は、使用水量に関わらずご負担いただく基本使用料と、使用水量に応じてご負担いただく超過使用料によって構成されています。

基本使用料のみ改定するため、使用水量の程度に関わらず、**一律に2ヶ月あたり500円(税込み550円)増額**となります。

改定前後の使用料表は以下のとおりです。

(2ヶ月あたり・税抜)

区分	使用水量	改定前	改定後	差額
基本使用料	12m ³ まで	1,600 円	2,100 円	+500 円
超過使用料 (1m ³ につき)	13~40m ³	110 円	110 円	—
	41~100m ³	120 円	120 円	—
	101~400m ³	132 円	132 円	—
	401~1000m ³	142 円	142 円	—
	1001m ³ ~	150 円	150 円	—

下水道使用料の計算方法 (2ヶ月あたり・10%税込の場合)

(例)2ヶ月で50m³
ご使用した場合

基本使用料 2,100円
 超過使用料 110円×28m³(13m³~40m³)=3,080円
 120円×10m³(41m³~50m³)=1,200円
 ご請求金額 (2,100円+3,080円+1,200円)×1.1(消費税)=7,018円

なぜ使用料を改定するの？

施設の老朽化や物価上昇に伴う運営コストの増加に対応するためです。

下水道事業は独立採算制による経営を原則とした地方公営企業です。台所やトイレなどから排出された汚水を処理する費用や、施設や維持管理費用に見合った使用料を、下水道を使用する皆様にご負担いただく仕組みで運営します。

越谷市では、コスト削減に努めながら事業を運営していますが、**人口減少による将来的な使用料収入の減少や物価高騰による経費の増加、施設の老朽化に伴う維持管理費や修繕費などの増加**により、経営環境はさらに厳しさを増しています。

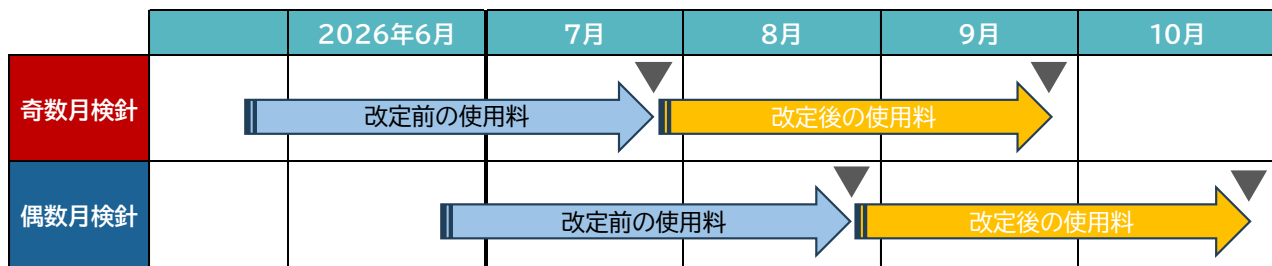
また、近年、下水道施設を要因とした甚大な被害が発生していることから、**不測の事態に備えておく必要があります。**

利用者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い致します。

実際に支払う額はいつから変わるの？

下水道使用料は、越谷・松伏水道企業団によって水道料金と併せて2ヶ月に1度検針を行い、2ヶ月分の使用料をまとめて請求しています。

検針月はエリア毎に奇数月と偶数月に分かれており、改定後の使用料は、**奇数月の検針については9月請求分から、偶数月の検針については10月請求分から適用します。**



▼:検針および請求

汚水の使用水量はどうやって確認できるの？

越谷・松伏水道企業団の「水道マイページ」または2ヶ月ごとの検針の際に「使用水量等のお知らせ(右図、一部抜粋)」から確認することができます。

- ①ご使用期間
前回検針日から今回検針日までの期間です。
- ②下水道使用料
今回の使用水量に対しての下水道使用料です。
- ③使用水量
ご使用期間の使用水量です。
- ④今回料金
ご使用料に対する水道料金と下水道使用料を合わせた請求額です(消費税相当額が含まれます)。

※水道マイページに登録されたお客様は、紙の検針票「使用水量等のお知らせ」は投函されませんのでご注意ください。

使用水量等のお知らせ			
越ヶ谷3丁目 - x - x x			
越松 太郎			様
使用者番号	406406201	メーター口径	20 mm
		メーター番号	29YB01234K
① 令和 6年(2024年) 3月検針分			
ご使用期間 (前回検針日)	6年 1月4日 ~ 6年 3月6日 (今回検針日)		
今回指針	1747	水道料金	2,442 円
前回指針	1769	② 内消費税相当額(0%)	222 円
日メーター水量	m ³	③ 下水道使用料	2,970 円
		内消費税相当額(0%)	270 円
ご使用量	③ 22 m ³	今回料金	④ 5,412 円

所得が少ない人に対する減免制度はあるの？

生活保護法による生活扶助を受けている方は、基本使用料の半分の減免します。
(要申請。ただし、すでに減免を受けている方は申請不要です。)

(2ヶ月あたり・税抜)

区分	使用水量	改定前	改定後	差額
基本使用料	12m ³ まで	1,600 円	2,100 円	+500 円
基本使用料 (減免後)	12m ³ まで	800 円	1,050 円	+250 円

水道料金は改定するの？

水道料金の改定はありません。下水道使用料のみ改定を行います。

お問合せは
こちら

下水道使用料改定に関すること

越谷市 建設部 下水道経営課
電話:048-963-9206(直通)

【受付時間】

午前8時30分～午後5時15分
※土日祝日除く

【使用料改定に関する詳細】



市ホームページに
改定に係る詳細情報を
掲載しています